

## 意見公募要領

### 1 意見公募の対象

「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方」部会報告書(原案)

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

コロナ禍でのデジタル化の進展等により、国民生活や経済活動における情報通信の果たす役割やその利用に伴うセキュリティの確保が一層重要なものとなっている中、海外プラットフォーム事業者等の存在感の高まりや国際情勢の変化等を背景に、情報通信分野で様々な課題が顕在化しています。このため、今後の情報通信分野の市場や技術、利用等の動向を踏まえ、2030年頃の未来を見据えた今後の情報通信政策の方向性を審議するため、令和3年9月から「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方(令和3年9月30日付け諮問第26号)」について検討を行い、令和4年6月、一次答申を取りまとめたところです。

一方、その後も情報通信技術の急速な進展、社会情勢も著しく変化し続けていること等を踏まえ、令和5年1月に審議を再開し、検討を行ってまいりました。今般、情報通信政策部会において二次答申(案)となる部会報告書(原案)を取りまとめたことから、意見公募を行うものです。

### 3 提出様式

別添意見提出用フォーマットに、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに日本語で提出してください。

意見を補足する資料があれば、A4判(様式自由)で添付してください。

### 4 提出期間

令和5年5月3日(水)から同年5月24日(水)まで(必着)。  
(郵送についても、締切日に必着とします。)

### 5 資料入手方法

電子政府の総合窓口[e-Gov](<https://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

### 6 提出方法・提出先

意見等は、次のいずれかの方法により送付するものとし、提出媒体は基本的には電子媒体としてください。なお、FAX又は郵送の場合、提出頂いた意見を電子媒体により提出していただくようお願いする場合があります。

#### (1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: [sougouseisaku\\_atmark\\_soumu.go.jp](mailto:sougouseisaku_atmark_soumu.go.jp)

(迷惑メール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。)

総務省情報流通行政局参事官 宛て

#### (2) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省情報流通行政局参事官 宛て

#### (3) FAX を利用する場合

FAX 番号: 03-5253-5721

担当電話: 03-5253-5481

総務省情報流通行政局参事官 宛て

※ 担当者に電話連絡後、送付して下さい。

#### (4) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(1)の方法により提出してください。

### 7 留意事項

- 本意見公募で提出された意見等につきましては、今後の部会における議論の参考とさせていただきます。
- 意見等が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- 複数の意見等を提出する際は、提出フォーマットをそれぞれの意見等ごとに分けて記載してください。
- 御記入いただいた氏名(法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合の連絡のために利用することがあります。
- 提出された意見等とともに、意見提出者名(法人等にあつてはその名称及び代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。)の属性(職業又は業種)を公表する場合があります。法人等にあつてその名称及び代表者名について匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- 意見等に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- 提出期間の終了後に提出されたもの・募集内容に関係のないものについては、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- 提出された意見等は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見等を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- 提出された意見等を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

### 8 連絡先窓口

総務省 情報流通行政局 参事官

担当: 道祖土統括補佐、山本主査、山田官

電話 : 03-5253-5481

FAX : 03-5253-5721

E-mail : [sougouseisaku\\_atmark\\_soumu.go.jp](mailto:sougouseisaku_atmark_soumu.go.jp)

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

①「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方」部会報告書(原案)に対する意見書

## 意見書

令和 年 月 日

情報通信審議会

情報通信政策部会長 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方」部会報告書(原案)に対する意見書に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること

別紙様式

該当箇所	御意見